

平成 29 年度 第 6 回浦川原区地域協議会

と き 平成 29 年 9 月 28 日 (木) 午後 6 時 30 分～  
と ころ 浦川原地区公民館 3 階 講堂

1 開 会 ( : )

- 会議の成立確認(成立出席委員数 6 人) 出席委員数 人 欠席委員数 人  
○会議録の内容確認者の指名 確認委員の氏名 西山 康博 委員

2 報 告

(1) 会長報告

(2) 委員報告

- ① 中学生との意見交換会について

(3) 市からの報告

- ① 浦川原区の若者の暮らしにおける交通機関の利便性と安全性の向上にかか  
る回答書ついて(資料1)  
② 上岡テレビ共同受信施設の廃止について(当日配付資料)

3 協 議

(1) 次回の開催日時等について

- ・日時            月            日 ( )            時            分から  
・会場           中猪子田集会所

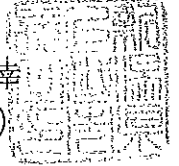
4 その他

5 閉 会 ( : )

上新交第 33820 号  
平成 29 年 9 月 13 日

浦川原区地域協議会  
会長 藤田 宏 禎 様

上越市長 村山 秀 幸  
(企画政策部 新幹線・交通政策課)  
(防災危機管理部 市民安全課)



浦川原区地域協議会からの意見書について (回答)

平成 29 年 8 月 16 日付けで提出のありました意見書について、別紙のとおり  
回答します。

## 1 「ほくほく線」の電車内のトイレ設置について

## 〈意見〉

北越急行株式会社が運営する「ほくほく線」においては電車車両内にトイレがないことから、利用者はトイレの使用を我慢したり、停車中に駅舎のトイレを利用するため下車するなどの対応を強いられ、別紙のような意見が多数聞かれます。

私たち浦川原区の住民は、通勤や通学、行楽など様々な場面で利用していますが、トイレのないことが支障となり利用をためらっている人や、不便を感じている人が多くいることから、乗客の利便性を向上し利用客の増加を図るためにも、北越急行株式会社に対して、トイレ設置の実現に向け働きかけが必要です。

## 〈回答〉

ほくほく線車両内にトイレを設置することにつきましては、北越急行株式会社が所有する12両全ての車両の構造上、床下に汚物タンクを設置することが困難になるとお聞きしています。また、北陸新幹線の開業に伴う特急「はくたか」の廃止により、同社の経営状況が激変したこともあり、「トイレ付車両の新規購入も含め、今すぐに対応することは難しい」とも伺っています。

市といたしましては、同社の事情は理解しながらも、利用者の利便性向上のため、車両更新時にトイレ付車両の導入を提案しており、今回いただいたご意見についても、ほくほく線を利用いただく皆様の生の声として同社へお伝えした上で、再度トイレ付車両導入の検討を提案してきました。

なお、当面の対応として、当市で市内のほくほく線各駅の待合室に「北越急行の車両にトイレがないこと、また、乗車前にトイレを済ませていただくこと」を呼び掛ける表示を掲示した他、決められた駅でトイレ休憩が可能なダイヤの設定や車内アナウンスの実施についても、可能な部分から対応いただくよう、改めて提案しています。

今後も、機会を捉えて、市民の声を同社へ伝えるとともに、必要な対応について、同社へ要請していきます。

## 2 信号機の設置について

### 〈意見〉

浦川原区山印内地内の国道 253 号と市道山印内線との交差点は、上沼道へのアクセス交差点となったことから交通量が多く、また、店舗が隣接していることもあり、車両の流れが複雑で、現に交通事故が多く発生しており、交通事故がさらに増加することが懸念されるため、信号機を設置し安全性を高めるよう設置者である新潟県公安委員会に働きかけが必要です。

### 〈回答〉

ご意見のとおり、信号機の設置は新潟県公安委員会が所管しており、交差点における交通量や交通事故の発生状況などを勘案し設置の判断がなされていると伺っています。

市内においては、町内会等各団体からも多くの要望をいただいております。その都度要望のあった箇所を管轄する警察署にお伝えし、信号機の必要性を検討されるよう要望してきているところです。

本件に関しては、これまで3回にわたり上越警察署に要望しており、直近では平成 28 年 3 月 23 日に要望しましたが、現地調査等の結果から現時点での設置は困難とされているところです。

このたび、貴地域協議会から意見書が提出されたことを踏まえ、改めて上越警察署に現地調査を実施し、信号機の必要性について検討されるよう要望していきます。

# 上岡テレビ共同受信施設の廃止について（報告）

総務管理部総務管理課

## 1 概要

- ・ 公の施設の再配置計画に基づき、上岡テレビ共同受信施設を公の施設として廃止する。
- ・ 同施設は、現指定管理者である上岡テレビ共同受信施設組合に無償譲渡する。

## 2 現況

### (1) 目的

山間地等地形的条件によりテレビジョン放送が良好に受信することができない地域において、テレビジョン放送を良好に受信することができる環境を整備するため、テレビ共同受信施設を設置する。

### (2) 名称及び位置

上岡テレビ共同受信施設（浦川原区上岡 1069 番地） ※別紙位置図を参照

### (3) 施設

受信点設備、線路設備、その他附属設備

### (4) 施設利用世帯数

35 戸（平成 29 年 9 月 1 日現在）

## 3 廃止理由

上岡テレビ共同受信施設は、テレビ難視聴の解消を目的に平成 18 年 11 月に設置されたものであるが、設置以降の維持管理の全てを地元の上岡テレビ共同受信施設組合が行っている。

市内の他のテレビ共同受信施設はそれぞれ地元の組合が設置し管理運営を行っており、同組合からは、「他の施設と同様に組合の施設として自主・自立の状態を確立したい」との要望があることから、同施設を同組合へ譲渡するため、公の施設として廃止するもの。

なお、同施設は、特定地域の利用に限定される施設であり、公の施設として廃止した場合においても、これまでの管理運営の実績から従来のサービス水準を維持することが可能と認められる。

## 4 廃止等の内容

### (1) 廃止及び譲渡予定日

平成 30 年 4 月 1 日

### (2) 譲渡先

上岡テレビ共同受信施設組合（現指定管理者）

(3) 譲渡する施設

受信点設備、線路設備、その他附属設備一式

(4) その他

- ・ 設備は、無償で譲渡することとし、現状のまま引き渡す。
- ・ 設備は、テレビジョン放送の再放送のために使用する。

5 今後の主な事務手続き (予定)

平成 29 年 11 月上旬	市有財産譲渡仮契約の締結 (市⇄組合)
平成 29 年 12 月	<市議会 12 月定例会> ・ 財産の無償譲渡、テレビ共同受信施設条例の廃止の議案提案 (市) <市議会の議決後> ・ 市有財産譲渡仮契約の本契約通知 (市→組合)
平成 30 年 4 月 1 日	施設・条例廃止 (市) 財産譲渡・引渡し (市→組合)

# 上岡テレビ共同受信施設等 位置図

